

福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受付期間	令和2年3月12日(木)～令和2年4月10日(金)〈必着〉
試験日	随時
採用予定日	令和2年4月以降

福井県総合福祉相談所
〒910-0026 福井市光陽2丁目3-36
TEL 0776-24-7311
FAX 0776-24-8834

1 募集概要

採用予定日	令和2年4月以降
任用期間	令和2年4月から令和3年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合があります。)
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務場所	福井県総合福祉相談所（福井市光陽2丁目3-36）
業務内容	児童虐待対応協力員 (児童虐待に関する相談対応など)
採用予定人員	1名

2 受験資格

下記の（１）（２）（３）のいずれにも該当する者

（１）下記のいずれかに該当する者

社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師、心理士のうち一つ以上の資格を有するか、大学または大学院において社会学、教育学または心理学を専修する学科を卒業もしくは修了した者か、これらに準ずる専門的知識を有する者で児童相談業務に従事した経験のある者

（２）普通自動車運転免許を有する者

（３）地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

3 試験の方法

受験者の人柄、性格等をみるために、個別面接を行います。

4 試験の日時および会場

- (1) 試験日時 随時
(日時は改めて通知します。)
- (2) 試験会場 福井県総合福祉相談所（福井市光陽2丁目3-36）

5 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

6 受験手続

- (1) 申込方法 「福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要事項を記入の上、提出（持参または郵送）してください。
- (2) 受験申込先 〒910-0026 福井市光陽2丁目3-36
福井県総合福祉相談所地域支援課
- (3) 受付期間 令和2年3月12日(木)～ 令和2年4月10日(金)〈必着〉
※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土、日、祝日は除く。)
- (4) 注意事項
- ・郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、4月10日(金)までに到着したものに限り受け付けます。
 - ・受験票は発行しません。

7 勤務条件

- (1) 勤務日 月17日
※原則、土、日、祝日を除く平日
※土、日、祝日にも勤務する場合があります。
※勤務日以外が休日となります。(1週間あたり2日以上)
- (2) 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時00分まで
※休憩時間は正午から午後1時です。
※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3) 報酬 日額6,800円
- (4) 期末手当 勤務期間等に応じて支給
- (5) 休暇
- ・年次有給休暇 年間10日
※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。
継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
 - ・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(無給)など

- (6)その他
- ・通勤費を別途支給
 - ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用あり
 - ・公務災害補償（または労働者災害補償保険）の適用あり
 - ・地方公務員法上の服務規定等の適用あり（秘密を守る義務、職務に専念する義務など）

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者 (本人)	総合得点および 総合順位	合否通知の到達日 から1か月	福井県総合福祉 相談所

○口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人(代理人は認めません。)が、直接福井県総合福祉相談所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日および祝日は受付していません。

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 運転免許証 | ② 日本国旅券（パスポート） |
| ③ 各種健康保険の被保険者証 | ④ 各種年金手帳等 |